

倒産・解雇等で失業した方の「国民健康保険料の算定」及び「高額療養費自己負担限度額等の引き下げ」のお知らせ

◆◇国民健康保険料の算定について◇◆

企業の倒産・解雇等で失業した方について、①と②両方の条件に該当する場合は、届出をすることにより一定期間、該当者の前年給与所得を3割に減額して、保険料を算定します。

【条件】〔下記の全ての条件を満たした方が適用となります〕

- ① 雇用保険の特定受給資格者か特定理由離職者と認定された方
雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の「離職理由」欄のコードが11・12・21・22・23・31・32・33・34になっている方
- ② 失業時に65歳未満

【給与所得減額期間】

- 失業した日の翌日の月から翌年度末まで

【注意事項】

雇用保険受給資格者証(通知)により条件に該当するか確認をします。

雇用保険受給資格者証(通知)の交付までには一定期間がかかります。特定受給資格者等に該当しないことが判明し、任意継続の保険料の方が低い場合でも、手続き期間(退職日の翌日から20日)を過ぎた場合は、任意継続の手続きはできませんのでご了承ください。

- | | | | |
|------------------|---------------------------|------------|------------------|
| (例1) 離職 ⇒ 国保加入 | ⇒ 雇用保険受給資格者証交付
(非該当判明) | ⇒ 任意継続への変更 | × (手続き期間を経過したため) |
| (例2) 離職 ⇒ 任意継続加入 | ⇒ 雇用保険受給資格者証交付
(該当判明) | ⇒ 国保への変更 | ○ |

【届出に必要なもの】

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知 (コピー不可)

※紛失している場合はハローワークで再発行してもらったものをご持参ください。

【お問合せ先】 保険医療課資格賦課係 ☎823-9360

◆◇高額療養費自己負担限度額等の引き下げの判定について◇◆

高額療養費の自己負担限度額等についても、一定期間該当者の前年給与所得を3割に減額したうえで判定します。なお、減額後の給与所得を含めた所得の合計額が基準を下回る世帯については、市民税非課税世帯の自己負担限度額等を適用します。

【引き下げの適用期間】

失業した翌月から、翌々年の7月末（失業した日が1月1日～3月30日の場合は、翌年の7月末）まで

【自己負担限度額適用認定】

受診時に「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

【標準負担額の減額認定】

市民税非課税世帯の自己負担限度額が適用される方には、入院時の食事代が減額になる「標準負担額減額認定証」も交付されます。

【上記認定証の交付申請に必要なもの】

保険証・世帯主の認め印

【お問合せ先】

保険医療課給付係 ☎823-9359